

平成28年第4回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第109号

平成28年11月28日（月） 山ノ内町役場議場に開く。

平成28年11月28日（月） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 報告第 9号 専決処分の報告について
専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 4 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 発委第 5号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第50号 平成28年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について
 - 8 議案第51号 平成28年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）
 - 9 議案第52号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第2号）
 - 10 議案第53号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 11 議案第54号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 12 議案第55号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 13 議案第56号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 14 議案第57号 平成28年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 15 議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 16 議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 17 議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 18 議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 19 議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 20 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 21 議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（14名）

1番	小林民夫君	8番	高田佳久君
2番	山本光俊君	9番	徳竹栄子君
3番	湯本晴彦君	10番	渡辺正男君
4番	布施谷裕泉君	11番	児玉信治君
5番	西宗亮君	12番	小林克彦君
6番	望月貞明君	13番	山本良一君
7番	高山祐一君	14番	小淵茂昭君

○ 欠席議員次のおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長	河野雅男	議事係長	湯本豊
--------	------	------	-----

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のおり

町長	竹節義孝君	副町長	柳澤直樹君
教育長	佐々木正明君	会計管理者	山崎和彦君
総務課長	柴草隆君	税務課長	成澤満君
健康福祉課長	藤澤光男君	農林課長	山本和幸君
観光商工課長	小林広行君	建設水道課長	鈴木隆夫君
教育次長	渡辺千春君	消防課長	徳竹彰彦君

(午前10時00分)

議長(小淵茂昭君) おはようございます。本日は大変ご苦勞さまです。

平成28年第4回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ご多忙のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

光陰矢のごとしと申しますが、平成28年も残すところ1カ月余りとなりました。

去る11月21日に、町内4小学校の6年生全員の参加をいただき、山ノ内町子ども議会が開催されました。過去には平成7年に、町制施行40周年に当たり、記念事業として「一日こども議会」が開催された経過がありますが、それ以来の開催であります。地方議会における子ども議会の開催は昭和55年以降から見られるようになりましたが、各自治体等の記念行事として実施されるケースが多くを占めていました。しかし、平成6年に政府が児童の権利に関する条約を批准し、意思表示権実現の機会を提供するため、全国で開催されるようになりました。

当議会でも、子ども議会開催の過程において、町政や町議会の仕組みについて、学習を通じ、子供のうちから町政や地域に関心を持たせ、将来について考えることに適している仕組みと考え、昨年6月に議長として議会運営委員会に諮問をいたしました。関係各位に開催のご依頼を申し上げてまいりましたが、このたび、町長、教育長、また校長会を初め、関係者の皆様には趣旨をご理解いただき、開催に向けご尽力を賜りましたことに心から敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も引き続きの開催をお願い申し上げます。

さて、本定例会は、人事院勧告に伴い関係する条例の一部改正条例が提案されることから、11月に繰り上げて開催するものであります。

本日予定しております議案は、一般会計ほか6特別会計等の補正予算を初め、条例の一部改正及び廃止、契約案件等であります。

これら諸議案につきましては、後刻、町長から提案説明がありますが、議員各位には全ての案件に対し十分なる審査、審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、円滑な議会議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時03分)

議長(小淵茂昭君) ただいまの出席議員数は14名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成28年第4回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長(小淵茂昭君) 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 改めて、おはようございます。

本日、ここに平成28年第4回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき開会できますことに厚く御礼申し上げます。

米・食味分析鑑定コンクール国際大会では、毎年約4,000点が出展される中、15点ぐらいが金賞と言われており、町内横倉の斉藤蝶次郎さんが、平成24年、25年と2年連続金賞という荣誉に輝きました。

町内米農家の皆さんが、「日本を代表する魚沼米は魚野川、木島平米は雑魚川と、それぞれ志賀高原の清流が源であり、同じ志賀高原の清流だからおいしい米ができるはず」とのことで、3年前に会員20名余りで山ノ内米研究会が発足し、おいしい米づくりを目指し取り組みを始め、ことに食味値85以上という一定の基準を定め、合格したものを雪白舞という山ノ内町のブランド米で販売すべく、10月19日、発表会を兼ね試食会が行われました。

各旅館、ホテルでの提供とともに、JA志賀高原支所、道の駅で販売されています。おいしい果物に続くブランド米になることを期待しています。

また、さき子ども議会でも発表いただきましたが、ことし熊本で開催されました米・食味コンクール国際大会において、北小学校の児童が米づくりを行い、同大会で小学校部門において、36校中全国5校の仲間とともに金賞に選ばれました。西小学校と統合されますが、閉校の思い出となるとともに、自信と誇りの持てる郷土の誇りの一つだと思います。

昨年に引き続き、新宿高野で10月18日から31日、志賀高原リンゴフェアが開催されました。日本を代表する高級果実専門店での取り扱いやフェアは、まさにブランドと言ってもよいでしょう。

事前の新宿高野の広報誌でのPRに続き、私も職員と一緒に10月23日、店頭でシナノスイートのPR販売を行ってきました。ちなみに、店頭では1個648円、志賀高原アップルパフェ1杯1,800円の販売単価でございました。さらに生産者にも行っていただき、カルチャー教室でリンゴの生産や町のPRも行いながら、大いに志賀高原リンゴのPRができたと感じております。お客様、店員様も大変好評であり、来年も実施するお約束をしてきたところでございます。

一方、10年目となりますが、ことしも11月14日から15日、埼玉県8市町にトップセールスに出かけ、職員も富山県、石川県、福井県へリンゴと観光誘客のPRキャラバンに出かけてまいりました。

さらには、11月24日から25日、JAながの志賀高原支所と大阪、奈良、神戸の市場関係者にサンふじやキノコのPR、消費者の傾向、課題、仲卸業者の皆さんとの懇談も10年続けてまいりました。

25日、リンゴの競り合いに立ち、仲卸や市場関係者に、志賀高原ユネスコエコパークのエリアで生産された志賀高原ブランド「だから旨い！清流育ち。」としてアピールさせていただき、目の前でサンふじ10キロ、5万円で競り落とされました。小売店、消費者に届くと1個2,000円以上とのこと、市場へ訪れた一般消費者40名の方にも志賀高原リンゴの試食をいただき、提

供しながら、同様PRさせていただき、口々においしいと大変好評をいただいたところでございます。

志賀高原農協が9月1日よりながの農協志賀高原支所と組織が変わりましたが、11月10日、20回を重ねた町とJAの懇談会も、組合員ニーズを大切に、農業、金融、観光を含めた産業振興に、これからも一緒に取り組むことを確認したところでございます。

ブランド農業推進として、10月6日、八百屋塾の開催のほか、さらなるブラッシュアップに向け、7回目となる特産品の果実の品評会を開催し、リンゴはサンふじのほか、ブドウについては初めて人気のシャインマスカットにいたしました。

来年のトップセールスには、10月中旬に消費者ニーズの高いシャインマスカットを持参し、観光誘客と果実の消費拡大をPRしてまいりたいと思っております。観光と農業の町として引き続き連携を深め、元気なまちづくりに努めてまいります。

今週末もJR西日本とのスノーリゾート協議会の初イベントとして、大阪駅で信越10市町村の観光関係者とともに、今シーズンの新幹線金沢経由のスキー誘客と、JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行の協力を得、実施してまいりたいと思っております。

また、連れ添って50年、ことし金婚式を迎えられました52組の皆さんをお招きし、合同金婚式で祝意を申し上げます。

11月11日、行政功労・町民荣誉賞として、功労いただいた方、全国大会で活躍いただいた方など11名の方を表彰申し上げたところでございます。

11月26日、西小学校と来年4月統合する北小学校の閉校記念式典が、地元関係者大勢ご参加いただき開催されました。地元にとって139年という北小の歴史は感慨深く、複雑な思いと思います。子供の教育環境を基本に統合していますが、皆さん方の北小学校への懐かしい思い入れと、学びやは変わりますが、新たな教育への期待も大きいことを大字夜間瀬の皆さんとともにしっかり刻み、住民、議会、行政が一体となって取り組む大切さを痛感したところでございます。

校舎、体育館の跡利用についても、住民、観光客の交流の場として、地域の活性化の拠点施設になるよう計画してまいりたいと思っております。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、報告1件、平成28年度一般会計及び6特別会計等の補正予算7件、条例の一部改正等9件、契約締結1件の計18件であります。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

開 議

議長（小淵茂昭君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小渕茂昭君） 諸般の報告を行います。

最初に、9月定例会で可決されました1件の意見書につきましては、9月30日付で国会及び関係行政庁に送付いたしました。

次に、一部事務組合等の議会関係について申し上げます。

去る10月4日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、交通事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告、岳南広域消防組合行政不服審査会条例の制定ほか一部改正条例の4件、補正予算及び平成27年度決算が原案どおり可決、認定されました。

10月11日には、北信保健衛生施設組合議会定例会が開催され、北信保健衛生施設組合行政不服審査会条例ほか1件の条例制定、条例の一部改正5件、一般会計及び3特別会計補正予算並びに平成27年度一般会計を初め、3特別会計の決算が原案のとおり可決、認定されました。

10月25日から31日まで、北信広域連合議会定例会が開催され、平成27年度一般会計及び8特別会計補正予算の専決処分の報告、条例の制定2件、条例の一部改正5件、一般会計及び8特別会計の補正予算並びに平成27年度9会計の決算がそれぞれ原案のとおり可決、認定されたほか、副議長に中野市議会議長の深尾智計氏が選出されました。

次に、第60回町村議会議長会全国大会が11月9日に東京のNHKホールにおいて開催され、地方創生の実現を目指し、一致結束して行動していくことを確認するほか、国に対する要望事項等が決定されました。

11月22日には、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会総会が信濃町で開催され、事業報告と事業計画及び予算、決算並びに各市町村議会提出議案が全て可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（小渕茂昭君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

9番 徳 竹 栄 子 君

10番 渡 辺 正 男 君

11番 児 玉 信 治 君

を指名します。

2 会期の決定について

平成28年第4回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期12日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
11. 28	月	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第9号 議案第48号～第49号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第50号～第64号 上程、提案説明 発委第5号 上程、提案説明、質疑、討論、採決
29	火	休 会			
30	水	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
12. 1	木	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
2	金	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問 議案審議 議案第50号～第57号 質疑、討論、採決 議案第58号～第64号 質疑、常任委員会付託
3	土	休 会			
4	日	休 会			
5	月	休 会			
6	火	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）
7	水	議 会 運 営 委 員 会	午前10時	午後零時	議会最終日日程審議
8	木	休 会			
9	金	本 会 議	午前10時	午後零時	常任委員会報告

議長（小淵茂昭君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日11月28日から12月9日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日11月28日から12月9日までの12日間に決定しました。

3 報告第 9号 専決処分の報告について

専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（小淵茂昭君） 日程第3 報告第9号 専決処分の報告について、専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第9号 専決処分の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてであります。概要につきましては、町道においてトラックを走行中、対向車を避けようと端に寄った際に、グレーチングが跳ね上がり、車両下部の燃料タンクを損壊させたものです。

発生日時は平成28年7月22日午前11時50分ごろ、発生場所は町道北田境線内にあります。相手の住所氏名は、山ノ内町大字平穏2841の4、ながの農業協同組合志賀高原支所であります。賠償金額は24万1,630円です。

以上について、平成28年10月3日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 質疑を行います。

8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久。

1点お伺いします。

このグレーチングの跳ね上げということなのですが、このグレーチングの整備等についてはどうなっておりますか。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

事故発生時が7月22日で、同日付で報告を受けましたものですから、現場を確認したところ、多少グレーチングのがたつきが確認されました。それで、グレーチング、ボルト締めしていなかったグレーチングなものですから、そのグレーチングが多少ゆがんでいて、位置を変えましたらそのぐらつきに関しては解消されましたので、それをもって整備とさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

2点あります。

まず、この加害車両の使用者の所属、そのときに使用していた所管所属、それから農業協同組合ということですから、多分支所長があらわれているようではすけれども、ドライバーの方、運転手は当然違うと思うんですけれども、農協側の被害者車両の所属、その内容を教えてください。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

運転されていた方は、当時は志賀高原農協でございますが、営農部の自動車燃料課の職員の方でございます。

それで、所有者ということでございますが、その自動車燃料課で所有している給油車でございますので、当時の志賀高原農協が所有していたというふうに報告を受けています。

以上です。

（「もう一点、加害者」と言う声あり）

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

加害車両というのはその対向車でございますが、加害車両というのはないんですが、その町道が幅員が狭かったものですから、危険回避行動をこのJA志賀高原の車両がとったところ、思いも寄らず端によけたところ、本当は歩行者の落下防止用にかけておいたグレーチングなんです、その上を踏んでしまったということございまして、事故が発生したところございまして、その車両が加害者というふうにはこの事故上は捉えておりませんので、加害車両はございません。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） そうすると、その因果関係からいくと、その車両が回避行動をとって、グレーチングを跳ね上げて、そのグレーチングが対向車に当たったという事故の状況を想像されますが、そうじゃない。

（「自損、自損」と言う声あり）

12番（小林克彦君） 自分の車へ、そうすると加害車両というのはなくて、全くグレーチングの不備ということをもって、この10対ゼロというこの過失割合が出てくるわけですか。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） そのとおりございまして、グレーチングが道路附属物という扱いになりますので、その跳ね上げで、踏み乗ったところに跳ね上げて、燃料タンクをそのグレーチングが刺してしまったということで、今回の補償額になったわけございまして、道路

附属物の不備上の事故という捉え方でございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 13番 山本良一君。

13番（山本良一君） 13番 山本良一です。

附属物ということで今グレーチングの件をお聞きしたんですが、ずらしたら安定したからといって、またずれて跳ね上がる可能性のあるものを放置するより、撤去したらいかがですか。と思うんですが、どうですか。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

ご指摘はごもっともでございまして、それを含めてちょっと検討したいと思います。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第9号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号 専決処分の報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

4 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

5 議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（小淵茂昭君） 日程第4 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5 議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括ご提案申し上げます。

議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、山ノ内町の一般職の職

員の給与改定を行うための条例を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、官民格差0.17%を考慮した給料表の引き上げ及び12月支給の勤勉手当の0.1カ月分引き上げ並びに扶養手当の段階的見直しであります。勤勉手当につきましては、平成29年度からは6月と12月の支給割合を再配分するものであり、扶養手当についても配偶者と子に係る扶養手当を平成30年度までに段階的に見直しを行うものであります。

なお、給料表の引き上げ及び勤勉手当については、平成28年度4月1日にさかのぼって適用する内容でございます。

議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、理事者及び特別職の期末手当に関し、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、人事院勧告に基づき改正する一般職の給与改定に準じて、12月の期末手当を0.1カ月分引き上げるものであります。平成29年度からは6月と12月の支給割合を再配分する内容でございます。

以上、議案第48号、議案第49号の2議案について一括ご説明申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

6 発委第5号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(小淵茂昭君) 日程第6 発委第5号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田議会運営委員長、登壇。

(議会運営委員長 高田佳久君登壇)

議会運営委員長(高田佳久君) 発委第5号につきまして、提案の理由を説明させていただきたいと思います。

発委第5号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

当町は、議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

平成28年11月28日 提出

山ノ内町議会運営委員長 高田佳久

平成28年 月 日 議決

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭

内容につきましては、議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の期末手当に関する条例(昭和41年山ノ内町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条、議会の議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則。

施行期日といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

期末手当の内払。2、この条例による改正前の議会の議員の期末手当に関する条例の規定に

基づいて議長、副議長及び議員に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとなっております。

若干補足させていただきますが、今回のこの条例改正は、国の人事院勧告に基づきまして、特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律が国会で可決されたことを受けての改正となります。町の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例と同様に、人事院勧告に準じた内容となっております。

以上、皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案に対する反対者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番 山本光俊君、登壇。

（2番 山本光俊君登壇）

2番（山本光俊君） 2番 山本光俊です。

発委第5号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の改正案は、平成28年人事院勧告に基づき、特別職の職員給与に関する法律の一部改正する法律が平成28年11月16日に参議院本会議で可決、成立したことを受け、期末手当を0.1カ月分引き上げるものです。

平成28年2月の町村議会実態調査結果において、議員報酬月額全国平均は21万2,349円、人口段階別1万人から1万5,000人町村の平均報酬月額でも21万6,092円となり、当町の議員報酬月額19万2,000円を上回っています。当議会では、地方分権一括法の施行後、町村議会における議員の職務量が増大しており、定数削減もその要因の一つとなっております。さらに、現状報酬では、住民の多種多様な層から議員の選出が難しく、ましてや若年層は生活できる額となっておらず、生活給的要素も勘案した期末手当を考慮する必要があります。

昨今の町村議会議員選挙において、無投票当選や定員割れといったことも見受けられ、議員のなり手不足が問題となっております。今後幅広い年代層や多業種の町民の方が山ノ内町議会議員として参画できるよう、よりよい環境を整える必要があることから、今回の議員の期末手当の引き上げについては有効な手段であると考えますので、本案に賛成し、討論といたします。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) これで討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

7 議案第50号 平成28年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について

議長(小淵茂昭君) 日程第7 議案第50号 平成28年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第50号 山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、湯ノ原町営住宅のリフォーム工事に伴い、本年度の改善箇所を買い取る売買契約を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長(小淵茂昭君) 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(鈴木隆夫君) [議案に基づく補足説明]

8 議案第51号 平成28年度山ノ内町一般会計補正予算(第3号)

9 議案第52号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第2号)

10 議案第53号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

11 議案第54号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)

12 議案第55号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

13 議案第56号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

14 議案第57号 平成28年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(小淵茂昭君) 日程第8 議案第51号から日程第14 議案第57号までの7議案を一括上程

し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(小淵茂昭君) 以上7議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第51号 平成28年度山ノ内町一般会計補正予算(第3号)から議案第57号 平成28年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)までの7議案について、一括ご提案申し上げます。

議案第51号 平成28年度山ノ内町一般会計補正予算(第3号)について申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

第1表歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ6,963万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,093万円とするものであります。

第2表地方債の補正は、東小学校トイレ改修に伴う学校教育施設等整備事業の追加と、過疎対策事業について限度額の減額変更であります。

歳入の主なものについて申し上げます。

国庫負担金の民生費では、自立支援医療給付費の増額であります。

国庫補助金のうち、民生費では、日常生活用具給付申請者の増加に伴う増額、教育費では、国の第2次補正予算で採択となりました公立学校施設整備補助金の計上であります。

県支出金では、民生費国庫支出金と同様の事業内容における県支出分の増額であります。

繰入金の基金繰入金では、次の繰り越しの財源調整として、財政調整基金の繰入額を減額するものであります。

諸収入の総務費雑入では、JA合併による電算システムデータ変換処理に伴うJA負担分の計上であります。

町債では、東小学校トイレ改修に伴う学校教育施設等整備事業の計上並びに前段のトイレ改修の設計分を、当初予算では過疎対策事業からの借り入れとしていたための減額であります。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費から教育費まで、人事院勧告による人件費の増額分の補正を計上しております。

企画費では、自治体情報システム強靱性向上事業に伴うシステム改修、更新のための増額あります。また、事前申し込みが好調であります若者定住促進マイホーム取得等補助金の増額補正であります。

戸籍住民基本台帳費では、来年1月開始予定のコンビニ交付サービス運営負担金などの計上であります。

社会福祉費では、更生医療費の増による自立支援医療給付費などの増額であります。

児童福祉費では、西小児童クラブ増室改修に伴う委託料、工事請負費、備品購入費の計上であります。

衛生費の環境衛生費では、旧斎場のアスベストの処理費増による負担金の増であります。

清掃費では、北信保健衛生施設組合10月議会補正予算による各種負担金の減額であります。

商工費の商工振興費では、制度資金の拡充に加え、雪不足対応により利用者が大幅増加したことによる補給金の増額であります。

観光施設費では、地獄谷遊歩道へ転倒防止対策のため、仮設手すり設置工事費の補正であります。

教育費の教育総務費では、子育て支援の一環として、小学校児童及び中学校生徒への卒業祝い金の計上であります。

また、小学校費では、北小学校体育館改修に伴う設計費を計上、工事請負費では、東小学校低学年棟トイレ改修及び西小学校スクールバス駐車場整備に係る補正であります。

諸支出金の水道事業会計補助金では、導水管布設替工事に伴う補償金収入発生による減額補正であります。

次に、議案第52号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,955万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、人事院勧告によります人件費に係るものでございます。

続いて、議案第53号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容については、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,526万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,629万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、一般会計繰入金を27万円、基金繰入金を158万9,000円、前年度繰越金を1,340万5,000円増額するものであります。

歳出の内容は、総務費について、人事院勧告に伴う人件費で27万円を増額するものです。

諸支出金では、療養給付費等国庫負担金返還金1,478万4,000円、特定健康診査・特定保健指導国庫負担金返還金20万2,000円、財政調整交付金国庫返還金8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第54号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ197万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,875万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、職員の人事院勧告に伴う人件費と事務費による一般会計繰入金62万

3,000円の増額と補助金事業による取得財産処分の返納金135万3,000円の計上であります。

歳出の主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の給与分43万5,000円と、認定支援システム更新による機器購入18万8,000円の増額と、補助金事業に係る取得財産処分返納金135万4,000円を計上するものであります。

続いて、議案第55号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億1,034万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金117万円を増額し、一般会計繰入金87万5,000円を減額するものであります。

歳出予算は、職員給与の改定及び人事異動により、処理場管理費295万円を増額するものであります。

続いて、議案第56号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億2,506万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金16万円を増額し、一般会計繰入金5万5,000円を減額するものであります。

歳出予算では、職員給与の改定であり、農集総務費10万5,000円を増額するものでございます。

次に、議案第57号 平成28年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、支出額を395万8,000円減額し、総額3億2,145万9,000円とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を6万5,000円減額し、総額3億6,704万4,000円に、支出額を11万8,000円増額し、総額5億5,120万3,000円とするものであります。

内容につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費の補正、寒沢導水管布設替工事の県補償による収入の補正であります。

以上7議案について一括ご提案申し上げます。

細部につきましては、議案第51号を総務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

議案第51号について、総務課長。

総務課長（柴草 隆君） 〔議案に基づく補足説明〕

15 議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

16 議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定
について

18 議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

19 議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（小淵茂昭君） 日程第15 議案第58号から日程第19 議案第62号までの5議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（小淵茂昭君） 以上5議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5議案について、一括ご提案申し上げます。

議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、所得税法、地方税法の改正に伴うもので、延滞金の算定期間に関する規定及び住民税に係る外国所得を分離課税とする規定の追加並びに条例準則に合わせた関係規定の整備を行うものであります。

次に、議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、所得税法等の改正に伴うもので、住民税の算定に当たり分離課税とする外国所得を国民健康保険税の所得割の算定等に含めることとする規定の追加及び条例準則に合わせた関係規定の整備を行うものであります。

続いて、議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、昭和55年に供用開始した町営奥志賀牧場の設置及び管理を行うための条例であります。近年の牧場利用の状況は、利用農家及び放牧頭数の減少により、町営牧場として維持していくことが困難であるとの判断から、町営牧場を廃止するための条例の廃止を行うものであります。

なお、今後の管理につきましては、農林課の行政財産から普通財産に移管させていただきます。

次に、議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、下水道使用料の改定に伴う条例の改正であります。

続いて、議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道料金の改定に伴う条例の改正であります。

以上5議案について一括ご提案申し上げます。

細部につきましては、議案第58号と議案第59号を税務課長に、議案第61号と議案第62号を建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

議案第58号及び59号について、税務課長。

税務課長（成澤 満君） [議案に基づく補足説明]

議長（小淵茂昭君） 次に、議案第61号及び62号について、建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） [議案に基づく補足説明]

20 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

21 議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（小淵茂昭君） 日程第20 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第21 議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

議長（小淵茂昭君） 以上2議案についての提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、一括ご提案申し上げます。

議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正内容は、社会保障・税番号制度施行に伴い、希望者には写真つきのマイナンバーカードが交付されておりますが、窓口交付とコンビニ交付で手数料に不均衡が生じないようにするため、条例を改正するものであります。

平成29年1月10日からマイナンバーカード内に標準で搭載されている電子署名の機能を利用して、コンビニの多機能端末機から住民票、印鑑証明書、戸籍謄本、戸籍附票の各証明書の交

付を受けることができるように準備を進めていますが、住民票謄本の場合、窓口で交付する際は、5人連記で1枚300円手数料がかかり、2枚目以降は1枚につき300円手数料が必要となります。例えば世帯人数が6人の場合600円となります。一方、コンビニ交付では、全国共通で複数枚となっても手数料に変更はありません。

以上により、窓口交付における住民票謄本の手数料を、枚数にかかわらず1件とカウントして、手数料をコンビニ交付と同一にする改正を行うものでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 竹節町長、続けて説明願います。

町長（竹節義孝君） 大変失礼いたしました。

次に、議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正内容は、先ほど手数料条例の改正と同じく、社会保障・税番号制度に伴うマイナンバーカードの利便性を高めるため、従来の役場窓口に印鑑登録証を持参して印鑑登録証明書の交付を受ける手続に加えて、マイナンバーカードを利用して、コンビニの多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするため、条例の改正を行うものでございます。

大変失礼いたしました。

議長（小淵茂昭君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前11時15分)